

重要事項説明書
契 約 書
個人情報使用同意書

(居宅介護支援)
(居宅介護予防支援)

利用者：_____様

事業者：三種町社会福祉協議会 相談支援センター

居宅介護支援及び介護予防支援 重要事項説明書

居宅介護支援及び介護予防支援（以下「居宅介護・予防支援」という）契約の締結にあたっては、「居宅介護・予防支援重要事項説明書」の内容について十分確認され、かつ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。

なお、ご利用者の心身の状況により、ご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立会のうえでご契約をお願いいたします。

1.事業者

事業者名	社会福祉法人 三種町社会福祉協議会
代表者名	会長 工藤 正
所在地	〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台 9 3 番地 5 電話 0185-72-4400 FAX 0185-83-3200

2.事業所の概要

事業所名	三種町社会福祉協議会相談支援センター
管理者名	管理者 石井 慶子
所在地	〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台 9 3 番地 5 電話 0185-83-4856 FAX 0185-83-5115
指定事業所番号	0572214179
事業実施区域	三種町行政区域内
営業日	月曜日～金曜日（ただし 24 時間常時連絡可能な体制とする）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（ただし 24 時間常時連絡可能な体制とする）

3.事業所の職員体制

職 種	人 数	従事する業務内容
管 理 者	1 名（介護支援専門員を兼務）	管理及び職員の管理
介護支援専門員	7 名以上（うち 1 名は管理者が兼務）	居宅サービス計画等の作成等

4.サービス内容

- （１） 指定居宅介護・予防支援事業者（事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画及び居宅サービス支援計画（居宅サービス計画等）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与をおこないます。
- （２） 居宅介護・予防支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供をされるよう努力いたします。

- (3) 居宅介護・予防支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の事業者に不当に偏することがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護・予防支援にあたっては、要介護及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 事業者は、居宅サービス計画等の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画等の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成及び保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

5.利用料及びその他の費用について（介護）

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人当りの利用者の数が ４０人未満の場合	居宅介護支援費（Ⅰ） １０，８６０円	居宅介護支援費（Ⅰ） １４，１１０円
〃 ４０人以上の場合において ４０人以上 ６０人未満の部分	居宅介護支援費（Ⅱ） ５，４４０円	居宅介護支援費（Ⅱ） ７，０４０円
〃 ４０人以上の場合において ６０人以上の部分	居宅介護支援費（Ⅲ） ３，２６０円	居宅介護支援費（Ⅲ） ４，２２０円

（予防支援費・介護予防ケアマネジメント費）

区 分	要支援１・要支援２	委託連携加算
地域包括支援センターが行う場合	４，４２０円	３，０００円
指定居宅介護支援事業所が行う場合	４，７２０円	

	加 算	単価	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	３，０００円	新規に居宅サービス計画等を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，５００円	病院又は診療所に入院したその日の内に、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，０００円	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	４，５００円	病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること

要介護度による区分なし	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	6, 0 0 0円	病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	6, 0 0 0円	病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	7, 5 0 0円	病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること
	退院・退所加算（Ⅲ）	9, 0 0 0円	病院、診療所、地域密着型介護老人保健施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回カンファレンスによること
	緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を 限度に 2, 0 0 0円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
	通院時情報連携加算	1月につき 5 0 0円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4, 0 0 0円	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者を提供した場合

【特定事業所加算について】

当事業所は、厚生労働大臣が定める以下の基準を満たし、利用者に対して質の高い居宅介護支援サービスを提供する体制を整備しておりますので、4, 2 1 0円の料金が加算されます。

- ・専ら指定居宅介護予防支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置
- ・専ら指定居宅介護予防支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置
- ・法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備
- ・利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目標とした会議を定期的に開催

- ・24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ・当該指定居宅介護・予防支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施
- ・必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画等を作成する。
- ・多様化、複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修会等」に参加していること。

【看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価】

- ・看取り期における適切な居宅介護予防支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護・予防支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。

6.担当の介護支援専門員等

- (1) 居宅介護・予防支援に当たっては、担当の介護支援専門員を決定し、提供いたします。
- (2) 担当する介護支援専門員を事業所の事情により交替する場合は、あらかじめ利用者と協議し、ご利用者に対してサービス提供上の不利益が生じないよう、十分配慮いたします。
- (3) 担当する介護支援専門員をご利用者の都合で交替を希望する場合は、交替を希望する理由を明らかにし、交替を申し出ることができます。

7.利用者自身によるサービスの選択と同意

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護・予防支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることが出来ること、利用者は居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選択理由の説明を求めることが出来ます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画等を提示することは致しません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び該当サービス担当者との合意を図ります。
- (2) 末期の癌と診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の合意を得た上で、主治医等の助言を得ながら通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

8.サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護・予防支援については、利用者の負担はありません。介護支援専門員が次の地域に訪問

する必要がある場合には、次の交通費の支払いが必要となる場合があります。又は出張が必要な場合には、その旅費として実費負担をしていただく場合があります。

ア 三種町の行政区域外の場合は、1キロメートルにつき37円

9. キャンセル料

- (1) 利用者がこの居宅介護・予防支援に係る訪問調査、居宅介護・予防支援契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に前記の介護支援専門員等までご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画等の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、介護支援専門員等にご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

10. 市町村への届出

この居宅介護・予防支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは前記の介護支援専門員にご相談ください。

11. 記録の整備、閲覧等

- (1) 事業者は、利用者に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より5年間保存します。
- (2) 事業者は、利用者又は利用者の家族の求めに応じて、いつでも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧に供し、又は実費負担によりコピーを交付します。

12. 緊急時における対応方法について

事業者が、居宅介護・予防支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置をとる。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡をする。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) サービス事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 石井 慶子
-------------	-----------

14. 感染症について

事業者は、感染防止のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対しマスクの着用と手洗いを徹底します。
- (2) 感染予防のために、適宜窓を開けて換気を行い適切な湿度を保ち、密になる場所を避けて感染予防に努めます。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

※上記の行為が見られた場合は、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断し、サービス中止や契約を解除することもあります。

16. 災害の発生について

事業者は、災害の発生時に、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 災害が発生した場合であっても、必要な居宅介護・予防支援が継続して受けることが出来るよう体制を整えます。

17. 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号	0185(83)4856
	FAX 番号	0185(83)5115
	相談員	介護支援専門員
	責任者	管理者 石井 慶子
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分 (月曜日～金曜日)(ただし24時間常時連絡可能な体制とする)

○公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

三種町介護保険相談窓口	所在地	秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8
	電話番号	0185(85)2247(三種町福祉課)
	FAX 番号	0185(85)2178
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分まで (月曜日～金曜日)
秋田県国民健康保険団体 連合会介護保険相談窓口	所在地	秋田市山王4丁目2-3 秋田県市町村会館内
	電話番号	018(883)1550
	FAX 番号	018(883)1551
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分まで (月曜日～金曜日)

18.居宅介護支援における特定事業所集中減算について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は下記のとおりである。

①令和6.9/1～令和7.2/28(後期分)の期間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	23.6%
通所介護	44.6%
地域密着型通所介護	13.1%
福祉用具貸与	37.8%

②令和6.3/1～8/31(前期分)の期間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	三種町社協ホームヘルプサービス 76.3%	美幸苑ヘルパーステーション 9.9%	三種訪問ケアセンター 4.5%
通所介護	三種町社協山本デイサービスセンター 62.7%	ケアセンターほほえみ 14.3%	リハビリセンター ほっとリハ 11.2%
地域密着型通所介護	三種町社協琴丘デイサービスセンター 58.8%	デイサービスセンター もりたけ 33.5%	デイサービス リハ・あしらく 3.8%
福祉用具貸与	株式会社かんきょう能代支店 46.3%	株式会社ジェー・シー・アイ 秋田支店 18.7%	株式会社 小田島アケイ 17.2%

居宅介護・予防支援契約書

(居宅介護・予防支援の目的)

第1条 社会福祉法人三種町社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、介護保険等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者 様（以下「利用者」という。）に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成するとともに計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護及び要支援認定有効期間満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日までに利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

(居宅介護・予防支援の担当者)

第3条 事業者は、居宅介護・予防支援の担当者として介護支援専門員である職員（以下「専門員」という。）を選任し、適切な居宅介護・予防支援に努めます。

2 事業者は、専門員を選任又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。

3 事業者は、専門員に対し専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、利用者に複数の事業所を説明するように必要な措置を講じます。

4 前6か月間に作成した居宅サービス計画等（ケアプラン）における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合並びに同一事業所によって提供されたものの割合について利用者に説明を行い、介護情報公表において公表する。

(居宅サービス計画等（ケアプラン）の変更等)

第4条 事業者は、利用者が居宅サービス計画等（ケアプラン）の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画等（ケアプラン）を変更するとともに、これに基づき居宅サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者への連絡調整等を行います。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画等（ケアプラン）の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者等への連絡調整を行います。

(利用者の解除権)

第5条 利用者は、事業者に対して1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(事業者の解除権)

第6条 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

2 不信行為とは、事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為をいう。

（契約の終了）

第7条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- （1）第2条の規定により事前に更新の合意がなされないまま契約の有効期間が満了したとき
- （2）第5条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、かつ予告期間が満了したとき
- （3）第6条で定める条件が満たされ、かつ事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- （4）次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
 - ア 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
 - イ 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
 - ウ 利用者が死亡したとき

- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業者等への関係記録（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等へ連絡調整を行うものとします。

（損害賠償）

第8条 事業者は、居宅介護・予防支援の実施にあたって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

（秘密保持）

第9条 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密や個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

（苦情対応）

第10条 利用者は提供した居宅介護・予防支援に苦情がある場合、又は事業者が作成した居宅サービス計画等（ケアプラン）に基づいて提供された居宅サービス等に苦情がある場合には、事業者、市町村、又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはありません。

（契約外条項等）

第11条 この契約に定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者との協議により定めます。

- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

（記録の整備、閲覧等）

第12条 事業者は、利用者に対する居宅介護・予防支援の提供に際して作成した記録書類を完了日より5年間保存します。

- 2 事業者は利用者又は利用者の家族の求めに応じて、いつも保管する利用者に関する記録、書類の閲覧に供し、又は実費負担によりコピーを交付します。

居宅介護・予防支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

4 使用する期間

契約書の契約期間に定める期間

なお、契約の証として本書2通を作成し、利用者、事業者が各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

説 明 者 所 属 三 種 町 社 会 福 祉 協 議 会 相 談 支 援 セ ン タ ー

氏 名 印

家族又は代理人（代理人を選任した場合）

住所

氏名

印